

過疎地域自立促進方針および過疎地域自立促進計画の策定について

1 策定の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法に基づく滋賀県過疎地域自立促進方針および滋賀県過疎地域自立促進計画（現行：平成 22 年度～平成 27 年度）について、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までを期間とする方針および計画を策定するもの。

※本県の過疎地域・・・長浜市（旧余呉町の区域）、高島市（旧朽木村の区域）

〔過疎地域自立促進特別措置法〕

○目的

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

○改正経過

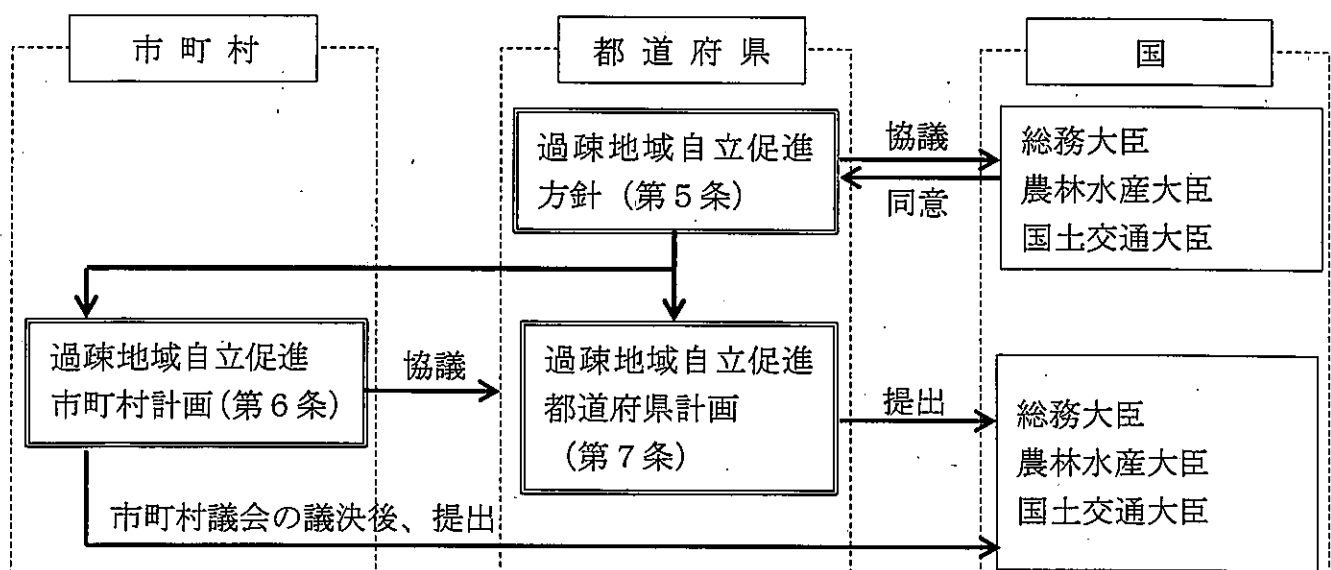
- ・平成 24 年改正

法期限の平成 33 年 3 月末日までの延長

- ・平成 26 年改正

平成 22 年国勢調査結果による過疎地域要件追加、過疎対策事業債の対象施設追加

2 過疎地域自立促進方針・過疎地域自立促進計画の概要



(1) 滋賀県過疎地域自立促進方針

○平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の方針。

○県が行う過疎地域の自立促進を図るための大綱となるものであると同時に、過疎地域自立促進市町村計画や過疎地域自立促進県計画の指針となるもの。

○主な内容

- ・現状および課題
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興、観光の開発
- ・交通通信体系の整備、地域の情報化および地域間交流の促進
- ・生活環境の整備
- ・高齢者等の保健および福祉の向上および増進
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・地域文化の振興
- ・集落の整備

(2) 長浜市過疎地域自立促進計画、高島市過疎地域自立促進計画

○平成28年度から平成32年度までの5年間の計画。

○各市の過疎地域の自立促進を図るための取組等について、各市議会の議決を経て定める。

○主な内容

- ・現状および課題
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興、観光の開発
- ・交通通信体系の整備、地域の情報化および地域間交流の促進
- ・生活環境の整備
- ・高齢者等の保健および福祉の向上および増進
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・地域文化の振興
- ・集落の整備

○計画に基づいて実施する事業について、過疎対策事業債の起債が可能になるなどの特別措置を受けることが可能となる。

(3) 滋賀県過疎地域自立促進計画

○平成28年度から平成32年度までの5年間の計画。

○長浜市および高島市が取り組む事項に協力して県が講じようとする措置について定める。

○主な内容

- ・現状および課題
- ・産業の振興
- ・交通体系の整備
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・集落の整備

3 策定の進め方

両市からの意見を聴取し、調整するとともに、総務・企業常任委員会に随時報告し、策定する。

[策定スケジュール]

平成27年	7月	滋賀県過疎地域自立促進方針策定状況を常任委員会へ報告 庁内関係課および市との調整
	8月	滋賀県過疎地域自立促進方針（案）の作成、常任委員会へ報告 国との協議
	11月	滋賀県過疎地域自立促進方針策定
	12月	長浜市、高島市過疎地域自立促進計画策定（各市議会での議決）
平成28年	1月	庁内関係課および市との調整
	3月	滋賀県過疎地域自立促進計画（案）の作成、常任委員会へ報告 滋賀県過疎地域自立促進計画策定